

別紙 特約条項（契約条項の読替え）

契約条項のうち次に掲げる規定について、次のとおり読み替えるものとする。

（第 1 条第 2 項）

受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、仕様書等に定める期間において、日々履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日時（以下「指定期日」という。）まで履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

（第 1 条第 3 項）

受託者は、仕様書等に定める期間内において、指定された委託業務を実施することができない理由が発生したときは、そのつど遅滞なく、その理由及び影響日数等を詳記して届出なければならない。

（第 8 条、第 9 条、第 10 条）

第 8 条、第 9 条、第 10 条（これらの条文を引用している条項を含む）については、本契約においては適用しない。

（第 11 条第 1 項）

受託者は、仕様書等に定める期間において、引渡し目的物に契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、委託者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

（第 16 条第 1 項）

受託者は、本契約及び仕様書等に定める業務を履行したとき、委託者が仕様書等に定める方法により、当該月分の履行に係る代金を委託者に対して請求できる。

（第 16 条第 3 項）

委託者は、受託者から第 1 項による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に、仕様書等に定める方法により、その代金を支払う。

（第 16 条第 5 項）

前項に関わらず、受託者が別に遅延利息を定めており、かつその遅延利息が前項に掲げるものを下るものでない場合、委託者は、受託者と協議の上、その遅延利息を支払うものとする。

（第 17 条の 2 第 1 項第 12 号）

委託者が、仕様書等に定める解除事由に該当すると判断したとき。

（第 17 条の 3 第 1 項第 1 号）

前 2 条の規程によりこの契約が解除された場合。ただし、前条第 1 項第 12 号による解除の場合はこの限りではない。